平成２５年（フ）第４６号
福岡県糟屋郡宇美町宇美１丁目２番17号
債務者　中島　　太
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４号
福岡市早良区藤崎１丁目１番１号
債務者　久保田美佐子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５号
福岡市博多区博多駅東２丁目９番25号
債務者　稲光　輝信
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９６号
福岡市早良区曙２丁目５番５―102号
債務者　稲光　映子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７号
福岡市中央区六本松３丁目１番４―602号
債務者　橋本　隆一
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２号
福岡市博多区諸岡６丁目26番17―102号
債務者　中山　真紀（旧姓葛西）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目８番８―103号
債務者　中原　真美（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７号
福岡県宗像市ひかりヶ丘１丁目８番地14
債務者　小田切智史
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０号
福岡市南区塩原３丁目18番５―203号
債務者　増崎　昌宏
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目５番30号
債務者　篠原　由美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３号
福岡市南区清水３丁目２番７―301号
債務者　岡　　宏美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５０号
福岡市博多区吉塚７丁目９番２―302号
債務者　古賀　光宏（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５７号
福岡市南区和田２丁目３番４号
債務者　永嶋　利博（旧姓秋枝）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１号
福岡県筑紫野市二日市南４丁目３番38号
債務者　中江　敏久
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２号
福岡市博多区神屋町１番25―2005号
債務者　貫　あすか
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１３号
大分市大字下郡270番地の24
債務者　原田　恭兵
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
大分市大字鶴崎2366番地の１　レインボーハイツ201
債務者　早川　大輔
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
大分県日田市大字有田935番地26
債務者　後藤　壽人
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大分地方裁判所日田支部